

別紙5 評価基準

1. 提案評価基準の位置付け

この基準は、令和3年度佐倉城址公園管理業務委託に係る公募型プロポーザルにおける提案者のうちから、提案者からの提案内容を総合的に評価し、佐倉市にとって最も有利な者を選定するため、必要な事項を定めるものである。

2. 最優秀提案者及び優秀提案者(次点)選定方法

提案者が提出した企画提案書等及びヒアリングの内容について、提案限度額以内の見積額で提案した者のうち、「令和3年度佐倉城址公園管理業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」が、「3. 評価方法」に定める方法に基づき評価し、最優秀提案者及び優秀提案者(次点)をそれぞれ1者選定する。

評価にあたっては、企画提案書等の内容により判断される書類審査と、内容を確認するヒアリングを実施するものである。

なお、最高得点者が複数となった場合には、見積額が、より安価である者の提案を採用することとし、当該見積額も同額である場合には、くじ引きにより、それぞれ最優秀提案者及び優秀提案者(次点)を選定する。

3. 評価方法

選定委員は、別表「評価基準表」に基づき、提案者ごとに評価点を算出し、各選定委員の評価点の合計を、委員の数で除した数値を総評価点とする。

なお、算出した際に小数点以下の数値が生じた場合は、小数点以下第2位を切り捨てる。

以上